

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

株式会社三十三フィナンシャルグループ(以下、「当社」といいます。)及びその連結子会社(以下、「当社グループ」といいます。)は、安定的かつ持続的な成長及び中長期的な企業価値の向上を図る観点から、意思決定の透明性・公平性を確保するとともに、迅速な意思決定により経営の効率性を高めるために、以下の基本的な考え方に沿って、コーポレートガバナンスの充実に取り組んでまいります。

- (1) 株主の権利を尊重し、平等性の確保に努めてまいります。
- (2) 株主のみならず、役職員、顧客、地域社会その他の様々なステークホルダーの利益を考慮し、適切に協働に努めてまいります。
- (3) 会社情報を適切に開示し、透明性の確保に努めてまいります。
- (4) 監査等委員会設置会社制度の下、取締役会の監査・監督機能の強化を図るとともに、権限委譲による迅速な意思決定を行うことで、経営の効率性を高めてまいります。
- (5) 株主をはじめとするステークホルダーとの間で建設的な対話を行ってまいります。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【原則4 11 3】

当社は2018年4月2日設立の新設会社であるため、設立後1年間の活動・運営状況等を踏まえた分析・評価を行い、その分析・評価結果の概要を2019年度の本報告書で開示いたします。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1 4】

政策保有株式に関する方針及び政策保有株式に係る議決権行使基準につきましては、当社ホームページにて開示しております「コーポレートガバナンスに関する基本方針」第8条(政策保有株式)及び「別添資料3(政策保有株式に係る議決権行使基準)」をご参照ください。

([https://www.33fg.co.jp/company/governance/cg\\_kihon.pdf](https://www.33fg.co.jp/company/governance/cg_kihon.pdf))

当社及び子銀行が保有する政策保有株式については、取締役会において、定期的に、個別に保有する意義や合理性を検証いたします。

検証に際しては、保有意義が適切か、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等、具体的に精査いたします。保有する意義や合理性が認められない政策保有株式は、投資先との十分な対話を踏まえたうえで、適時・適切に縮減を図ってまいります。

【原則1 7】

当社ホームページにて開示しております「コーポレートガバナンスに関する基本方針」第9条(関連当事者間の取引)で関連当事者間の取引に対する当社の考え方を定めており、取締役会の承認・報告を要することとしております。

([https://www.33fg.co.jp/company/governance/cg\\_kihon.pdf](https://www.33fg.co.jp/company/governance/cg_kihon.pdf))

【原則2 6】

三重銀行企業年金基金及び第三銀行企業年金基金におけるそれぞれの運営は、専門性を有する人材を配置する資産運用委員会が運用方針を立案・検討し、理事会を経て代議員会で意思決定を行い、その方針のもとで企業年金基金が執行しております。

各行の企業年金基金では実際の運用は運用機関に委託しており、運用受託機関からは定期的に運用状況報告を受けるとともに、四半期に一度は運用受託機関からの報告等に基づき運用報告会を実施しております。

各行の企業年金基金の決議機関である代議員会は、事業主が選定した代議員及び加入者互選による代議員を同人数選出しているほか、個別の投資先決定や議決権行使は、運用委託先の判断基準に従っており、各行とそれぞれの受益者との利益相反を適切に管理する体制で運営しております。

【原則3 1】

(1) 経営理念・経営計画

当社は、「地域のお客さまから愛され信頼される金融グループとして、地域とともに成長し、活力あふれる未来の創造に貢献します。」を経営理念として掲げ、三重県、愛知県及び近接地域における経済活性化の実現に向けて地域との信頼関係を更に強化し、お客さまから愛され、お客さま、地域とともに成長する金融グループを目指します。

また、中期経営計画の詳細は当社ホームページにて開示しておりますのでご参照ください。

(<https://www.33fg.co.jp/company/plan.html>)

(2) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社ホームページにて開示しております「コーポレートガバナンスに関する基本方針」第2条(コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針)をご参照ください。

([https://www.33fg.co.jp/company/governance/cg\\_kihon.pdf](https://www.33fg.co.jp/company/governance/cg_kihon.pdf))

(3) 取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

当社ホームページにて開示しております「コーポレートガバナンスに関する基本方針」第22条(取締役の報酬等)及び本報告書 11【取締役報酬関係】に記載しておりますのでご参照ください。

([https://www.33fg.co.jp/company/governance/cg\\_kihon.pdf](https://www.33fg.co.jp/company/governance/cg_kihon.pdf))

(4) 取締役候補者の指名と経営陣幹部の選解任を行うに当たっての方針と手続

当社ホームページにて開示しております「コーポレートガバナンスに関する基本方針」第20条(取締役候補者の選定および取締役の解任)、第21条(経営陣幹部の選解任)及び「別添資料1(取締役候補者選定基準)」をご参照ください。

([https://www.33fg.co.jp/company/governance/cg\\_kihon.pdf](https://www.33fg.co.jp/company/governance/cg_kihon.pdf))

(5) 取締役候補者の指名を行う際の、個々の指名についての説明

取締役候補者の個々の指名の説明につきましては、当社ホームページにて開示しております株式会社三重銀行及び株式会社第三銀行の「臨時株主総会招集ご通知」の「臨時株主総会参考書類」に記載しておりますので、ご参照ください。

(<https://www.33fg.co.jp/profile/announcement.html>)

【原則4 1 1】

当社ホームページにて開示しております「コーポレートガバナンスに関する基本方針」第14条(取締役会の役割・責務)をご参照ください。

([https://www.33fg.co.jp/company/governance/cg\\_kihon.pdf](https://www.33fg.co.jp/company/governance/cg_kihon.pdf))

【原則4 8】

当社の取締役会は、全体として多様な知識・経験・能力を備えバランスの取れた構成にするとともに、社外の視点を経営の意思決定、監督機能の強化に繋げるため、独立性のある社外取締役を複数人置くこととし、取締役12名のうち、3名の独立社外取締役を選任しております。

なお、当社ホームページにて開示しております「コーポレートガバナンスに関する基本方針」第13条(取締役会等の体制)に社外取締役に関する当社の考え方を定めておりますので、ご参照ください。

([https://www.33fg.co.jp/company/governance/cg\\_kihon.pdf](https://www.33fg.co.jp/company/governance/cg_kihon.pdf))

【原則4 9】

当社が定める「社外取締役の独立性判断基準」につきましては、当社ホームページにて開示しております「コーポレートガバナンスに関する基本方針」第19条(社外取締役)及び「別添資料2(社外取締役の独立性判断基準)」に記載しておりますので、ご参照ください。

([https://www.33fg.co.jp/company/governance/cg\\_kihon.pdf](https://www.33fg.co.jp/company/governance/cg_kihon.pdf))

【原則4 11 1】

当社ホームページにて開示しております「コーポレートガバナンスに関する基本方針」第13条(取締役会等の体制)及び「別添資料1(取締役候補者選定基準)」をご参照ください。

([https://www.33fg.co.jp/company/governance/cg\\_kihon.pdf](https://www.33fg.co.jp/company/governance/cg_kihon.pdf))

【原則4 11 2】

取締役の重要な兼職の状況につきましては、毎年、当社の「定時株主総会招集ご通知」の「事業報告」に記載してまいります。なお、本報告書提出日現在、取締役の他の上場会社役員の兼任状況は以下のとおりであります。

・古川 典明

株式会社メディカルー光(社外監査役)

【原則4 14 2】

当社ホームページにて開示しております「コーポレートガバナンスに関する基本方針」第23条(取締役の支援体制・トレーニングの方針)をご参照ください。

([https://www.33fg.co.jp/company/governance/cg\\_kihon.pdf](https://www.33fg.co.jp/company/governance/cg_kihon.pdf))

【原則5 1】

当社ホームページにて開示しております「コーポレートガバナンスに関する基本方針」第24条(株主との対話)をご参照ください。

([https://www.33fg.co.jp/company/governance/cg\\_kihon.pdf](https://www.33fg.co.jp/company/governance/cg_kihon.pdf))

## 2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%以上20%未満

### 【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,824,700	6.97
銀泉株式会社	1,062,652	4.06
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	811,860	3.10
株式会社三井住友銀行	776,531	2.96
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	634,300	2.42
第三銀行職員持株会	571,489	2.18
三重銀行従業員持株会	448,292	1.71
株式会社みずほ銀行	445,863	1.70
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	440,100	1.68
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	349,860	1.33

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

2018年4月20日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、株式会社みずほ銀行及びその共同保有者であるみずほ証券株式会社、アセットマネジメントOne株式会社、みずほインターナショナル(Mizuho International plc)が2018年4月13日現在で当社の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2018年9月30日時点における実質所有株式数の確認ができませんので、株式名簿上の所有株式を上記大株主の状況に記載しております。

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、名古屋 第一部
決算期	3月
業種	銀行業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	18名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	12名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
藤原 信義	他の会社の出身者													
野呂 昭彦	他の会社の出身者													
古川 典明	公認会計士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」、

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
藤原 信義			2005年4月から2007年6月まで新日本製鐵株式会社(現 新日鐵住金株式会社)の代表取締役副社長として業務執行の任にありました。 当社の連結子会社である株式会社三重銀行と新日鐵住金株式会社との間には通常の銀行取引がありますが、同社の独立性に影響を与えるものではないため、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載は省略しております。	企業経営に関する豊富な経験及び知見を有しており、これらの経験や知見を当社の経営の監査・監督に活かし、その職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。また、当該社外取締役は、当社グループとの間に特段の利害関係はなく、当社が定める「社外取締役の独立性判断基準」を満たしております。従って、社外取締役として一般株主等の客観的視点に基づいた経営監視の役割を果たすことが可能であり、東京証券取引所及び名古屋証券取引所が指定を義務付ける独立役員としております。

野呂 昭彦		野呂昭彦氏は当社の連結子会社である株式会社第三銀行と通常の銀行取引がありますが、同氏の独立性に影響を与えるものではないため、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと考えられることから、概要の記載を省略しております。	衆議院議員、松阪市長、三重県知事を歴任されるなど豊富な経験と知見を有しており、これらの経験や知識を当社の経営の監査・監督に活かし、その職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。また、当該社外取締役は、当社グループとの間に特段の利害関係はなく、当社が定める「社外取締役の独立性判断基準」を満たしております。従って、社外取締役として一般株主等の客観的視点に基づいた経営監視の役割を果たすことが可能であり、東京証券取引所及び名古屋証券取引所が指定を義務付ける独立役員としております。
古川 典明		現在、株式会社ミッドランド経営の代表取締役及びミッドランド税理士法人の代表社員として業務執行の任にあります。当社の連結子会社である株式会社三重銀行及び株式会社第三銀行と株式会社ミッドランド経営との間には通常の銀行取引のほか、ビジネスマッチング業務に関する契約（株式会社三重銀行または株式会社第三銀行が紹介した顧客と当社との間で会計税務に関するコンサルティング契約等が成約した場合に当社から報酬を受け取る契約）があります。また、同社と当社の連結子会社である株式会社三重銀総研との間には顧問契約があります。 さらに、株式会社三重銀行とミッドランド税理士法人の間には通常の銀行取引があります。 なお、上記の取引はいずれも当社及び同法人の独立性に影響を与えるものではないため、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載は省略しております。	企業経営者、公認会計士及び税理士としての豊富な経験並びに財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、これらの経験や知見を当社の経営の監査・監督に活かし、その職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。また、当該社外取締役は、当社グループとの間に特段の利害関係はなく、当社が定める「社外取締役の独立性判断基準」を満たしております。従って、社外取締役として一般株主等の客観的視点に基づいた経営監視の役割を果たすことが可能であり、東京証券取引所及び名古屋証券取引所が指定を義務付ける独立役員としております。

## 【監査等委員会】

### 委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	4	1	1	3	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

あり

### 当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

- ・監査等委員会との協議に基づき、監査等委員会の職務を補助するために監査等委員会事務局を設置し、使用人(補助者)を配置することとしております。
- ・補助者の任命及び異動、人事考課は、監査等委員会の同意を取得することとしております。
- ・補助者は、監査等委員会の指示に従い、取締役(監査等委員である取締役を除く。)から独立してその職務を遂行することとしております。

### 監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

- ・監査等委員会は、監査部と緊密な連携を保ち、監査結果等について定期的に報告を受け、必要に応じて調査を求め、具体的指示を行うほか、会計監査人と定期的に会合を持ち、実効的かつ効率的な監査を行うこととしております。

## 【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

あり

### 任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名委員会	5	0	2	3	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会	5	0	2	3	0	0	社外取締役

#### 補足説明

・取締役会の機能を補完するため、取締役会の諮問機関として指名委員会を、取締役会の内部機関として報酬委員会をそれぞれ設置しております。

##### 指名委員会

取締役会の諮問に基づき、以下の事項について協議を行うこととしております。

- ・株主総会に付議する取締役の選任及び解任に関する事項
- ・取締役会に付議する代表取締役及び役付取締役の選定及び解職に関する事項
- ・その他取締役の人事に関する重要事項

##### 報酬委員会

取締役会の内部機関として取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び執行役員の報酬等に関する事項を所管することとしております。

### 【独立役員関係】

独立役員の人数

3名

その他独立役員に関する事項

・当社は、独立役員の資格を充たす社外取締役を全て独立役員に指定しております。

### 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

その他

該当項目に関する補足説明 更新

・当社の連結子会社である株式会社三重銀行及び株式会社第三銀行では、「業績連動型報酬制度」及び「株式給付信託」を導入しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

### 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

・有価証券報告書において全取締役の報酬等の総額を開示する予定です。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容



- ・取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等は、その役割と責務に相応しいものにするるとともに、当社の安定的かつ持続的な成長及び中長期的な企業価値の向上に向けた意欲をより高めることのできるよう、適切、公正かつバランスの取れたものとします。また、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等は、株主総会で承認されている報酬額の範囲内で、社外取締役を委員長とする報酬委員会が公正かつ透明性をもって審議を行い、取締役会において承認された方法に従って決定します。
- ・監査等委員である取締役の報酬等は、当社の業務に関与する時間と職責が反映され、かつ、株式関連報酬その他の業績連動型の要素を含まない体系とし、株主総会で承認されている報酬額の範囲内で、監査等委員である取締役の協議に従って決定します。
- ・なお、2017年12月15日開催の株式会社三重銀行及び株式会社第三銀行のそれぞれの臨時株主総会における決議(当社定款 附則第2条最初の取締役の報酬)に基づき、当社の設立日から最初の定時株主総会終結の時までの取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬は年額300百万円以内、監査等委員である取締役の報酬は年額60百万円以内とします。

## 【社外取締役のサポート体制】

- ・社外取締役の監督機能を担保するため、取締役会議案の事前説明及び銀行固有業務を踏まえた各種情報提供を適時適切に行うこととしております。
- ・社外取締役への各種情報提供に関しては、経営企画部が社外取締役と社内外の連絡・調整窓口を務めることとしております。
- ・監査等委員である社外取締役の職務が実効的に行われるよう、「内部統制システムの基本方針」に基づき、監査等委員会事務局を設置し、職務をサポートする職員を配置します。

## 【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
佐合 允之	株式会社三重銀行顧問	経済団体活動、社会貢献活動等 (経営非関与)	非常勤・報酬有	2003/6/27	定めなし
齋藤 彰一	株式会社三重銀行特別顧問	経済団体活動、社会貢献活動等 (経営非関与)	非常勤・報酬有	2009/4/1	2019年6月

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 2名

### その他の事項

(参考)株式会社三十三フィナンシャルグループ 0名、株式会社三重銀行 2名、株式会社第三銀行 0名

- ・株式会社三十三フィナンシャルグループに相談役や顧問制度はありませんが、当社の連結子会社である株式会社三重銀行及び株式会社第三銀行においては下記の通りとなっております。

#### 株式会社三重銀行

- ・相談役制度はありませんが、代表取締役会長・頭取経験者を地元貢献活動等に従事する目的で顧問等とする場合があります。現在該当者は2名です。
- ・顧問等は経営のいかなる意思決定にも関与しておらず、経営陣による定例報告等も実施しておりません。従ってガバナンス上の問題はないと考えております。
- ・顧問等に関わる制度については取締役会で、報酬については社外取締役を主体とした報酬委員会に諮っております。

#### 株式会社第三銀行

- ・相談役制度はありませんが、代表取締役会長・頭取経験者を地域貢献活動等に従事する目的で顧問等として委嘱することができる顧問制度があります。尚、現在該当者はおりません。
- ・顧問制度については取締役会に諮っております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

- ・取締役会は取締役12名(うち監査等委員である取締役4名)で構成され、原則月1回、重要事項について審議し、決議することとしております。取締役12名のうち3名の社外取締役を選任し、取締役の業務執行に対する外部からの監督機能等の充実に図っております。また、当社の業務執行上の重要事項を協議・決定する会議体としてグループ経営会議、コンプライアンス委員会及びALM・リスク管理委員会を設置することで、意思決定の迅速化と取締役会の監督機能の強化を図っております。さらに、取締役会の機能を補完するため、諮問機関として指名委員会を、内部機関として報酬委員会をそれぞれ設置しております。
- ・グループ経営会議は取締役会が指名する取締役によって構成され、原則週1回開催するほか、必要に応じて適宜開催することとしております。グループ経営会議は取締役会の委任により取締役会で決議された基本方針に基づいて、その具体的な執行方針を定め、業務執行に関する重要事項を決定するとともに、業務全般に亘っての統制、管理を行っております。また、グループ経営会議には常勤の監査等委員が出席し、意見を述べるようにすることで有効・適切な監査が行われるよう配慮しております。
- ・リスク管理委員会はグループ経営会議構成員を中心として構成され、原則月1回開催するほか、必要に応じて適宜開催することとしております。リスク管理委員会は当社グループにおける各種リスクと管理の状況を的確に把握するとともに、リスクを能動的にコントロールすることで安定した収益の確保を図っております。
- ・コンプライアンス委員会はグループ経営会議構成員を中心として構成され、原則月1回開催するほか、必要に応じて適宜開催することとしております。コンプライアンス委員会は企業倫理及び行動規範に基づく法令等遵守態勢及び顧客保護等管理方針に基づく顧客保護等管理態勢の整備・確立に必要な事項を協議・決定することで当社グループの透明性の高い経営の確保及び顧客満足度の向上を図っております。
- ・監査等委員会は監査等委員である取締役4名(うち社外取締役3名)で構成され、原則として月1回開催するほか、必要に応じて適宜開催することとしております。監査等委員である取締役は、議決権を有する取締役として取締役会に出席するほか、常勤の監査等委員を選定し、当該

常勤監査等委員はグループ経営会議等の重要な会議に出席することにより、業務全般の監査を行うとともに監査等委員会での情報共有を図る体制を整備しております。

・当社グループの内部管理態勢の適切性・有効性を検証する部署として取締役会直轄の組織である監査部を設置しております。監査部は、内部管理態勢について厳正かつ効果的・効率的な監査を実施するとともに要改善事項への改善方法の提言及びフォローアップを実施しております。

### 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

・当社は、複数の社外取締役の配置による透明かつ公正な意思決定機能と高い監査・監督機能を確保しつつ、「監査等委員会設置会社」として、業務執行の決定権限の一部をグループ経営会議、ALM・リスク管理委員会、コンプライアンス委員会に委任することにより、迅速・果断な意思決定と業務執行を実現しうるものと判断しております。



## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の招集通知の早期発送に努めます。
集中日を回避した株主総会の設定	集中日を回避して株主総会を開催することにより、出席者数の増加に努めます。
電磁的方法による議決権の行使	電磁的方法による議決権の行使を導入する予定であります。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する「議決権行使プラットフォーム」へ参加する予定であります。
招集通知(要約)の英文での提供	株主総会招集通知の一部(狭義の招集通知、参考書類部分)を英訳し、当社ホームページに掲載する予定であります。
その他	株主総会招集通知につきましては、発送に先立って当社ホームページに掲載する予定であります。また、株主総会における事業報告時にスクリーンを使用する等、出席者にわかりやすく説明を行うよう努めてまいります。

### 2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者 自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	毎年1回、東京において機関投資家、アナリスト等向けに会社説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	会社説明会の説明資料、決算短信、ディスクロージャー誌等を当社ホームページへ掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部にIR担当者を配置しております。	

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社では経営理念及び企業倫理等においてステークホルダーの尊重について言及しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社グループは、社会・環境問題等の持続可能性を巡る課題について、積極的かつ能動的に対応するとの方針の下、当社の連結子会社である株式会社三重銀行及び株式会社第三銀行を通じて以下のとおり取り組んでおります。 (株式会社三重銀行) ・体系的な環境経営体制の構築 ・銀行業務を通じたCSR活動への積極的な取り組み ・地域への貢献活動の一環としての地元NPOに対する支援活動 (株式会社第三銀行) ・紙リサイクルシステムの構築や環境にやさしい商品の提供 ・地域貢献を目的として設立した「三銀ふるさと文化財団」を通じた文化振興事業や育英会事業への取り組み
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社では企業倫理においてお客さま、株主・投資家をはじめとするステークホルダー及び社会とのコミュニケーションについて方針を定めております。

その他

<女性の活躍に向けた取組>

当社グループは、女性の活躍促進を含む役職員の多様な経験・技能等を活用し、持続的な成長を確保するとの方針の下、当社の連結子会社である株式会社三重銀行及び株式会社第三銀行を通じて以下のとおり取り組んでおります。

(株式会社三重銀行)

- ・「輝く女性の活躍を加速するプロジェクトチーム」の設置
- ・女性の能力発揮をサポートする研修、面接等の充実
- ・育児休職制度等ライフプランに応じた人事制度の活用サポート
- ・女性の積極的登用を通じた人材力強化

(株式会社第三銀行)

- ・ポジティブアクション推進プロジェクト「Lady Go!」による女性職員の能力活用
- ・女性職員のキャリアパス制度の制度化
- ・仕事と育児の両立を図り、働きやすい職場形成を目指す「イクボス宣言」の実践

## 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

- 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - (1) コンプライアンス態勢の基本方針として、取締役会で「経営理念」、「企業倫理」、「行動規範」を制定する。
  - (2) 役職員のコンプライアンスの着実な実践を図るため、「コンプライアンスマニュアル」及び「コンプライアンス規程」を制定し、全役職員に周知するとともに、研修等を適宜実施する。
  - (3) 「コンプライアンスプログラム」を毎年策定し、その実施状況のモニタリングを行う。
  - (4) コンプライアンス委員会を設置し、法令等遵守態勢及び顧客保護等管理態勢の整備・確立に必要な事項を決定するとともに、その実践状況を検証し、当社及び子銀行等における透明性の高い経営を確保する。
  - (5) コンプライアンス統括部をコンプライアンスに関する統括部署とし、各部署にコンプライアンス責任者とコンプライアンス担当者を配置する。
  - (6) コンプライアンス統括部は、コンプライアンスに関する情報を一元的に統括・管理するとともに、コンプライアンス体制を整備し、維持・改善する。
  - (7) コンプライアンス統括部及び外部弁護士を窓口とする公益通報制度を整備する。
  - (8) 業務執行部門から独立した内部監査部署として監査部を設置し、コンプライアンス態勢等の適切性と有効性について監査を実施し、その結果を取締役会及び監査等委員会に報告する。
  - (9) 反社会的勢力に対しては、「企業倫理」及び「行動規範」に關係を遮断する方針を定めるとともに、「反社会的勢力対応規程」を制定する。
  - (10) コンプライアンス統括部を反社会的勢力への対応に関する統括部署と定め、一元的に統括・管理するとともに、子会社等及び外部専門機関との連携を強化し、反社会的勢力との關係を遮断する。
- 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - (1) 「取締役会規程」、「文書取扱基準」に基づき、取締役が職務の執行に係る情報を常時閲覧できるよう適切に保存及び管理する。
  - (2) 情報資産保護に関する安全対策の基本方針として、「セキュリティポリシー」を制定する。
  - (3) 「個人情報保護基本規程」のほか、「特定個人情報の適正な取扱いに関する基本方針」を制定し、個人情報等を適切に管理・保護する。
- 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - (1) 取締役会で「グループリスク管理規程」を制定し、当社グループにおけるリスク管理に関する基本方針とリスク管理態勢を明確化する。
  - (2) ALM・リスク管理委員会を設置し、当社グループにおける各種リスクと管理の状況を把握するとともに、リスクを能動的にコントロールする。
  - (3) リスク統括部を当社グループの統合的リスク管理部署とするとともに、リスクの種類毎に管理部署を定め、統合的にリスクを管理する体制を確立する。
  - (4) リスク統括部は、統合的なリスクの状況を定期的に取りまとめ、課題を抽出し、ALM・リスク管理委員会に報告する。ALM・リスク管理委員会は、各リスクの現状を把握し、対応策を決定する。
  - (5) 監査部は、年間監査計画を立案し、監査等委員会に報告したうえで、取締役会の承認を得る。
  - (6) 監査部は、リスク管理態勢等の適切性と有効性について監査を実施し、その結果を取締役会及び監査等委員会に報告する。
  - (7) 災害等の不測の事態が発生した場合に備えて、「グループ危機管理規程」を制定し、当社グループにおける危機管理に関する基本方針と危機管理態勢を明確化する。
- 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - (1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため「取締役会規程」を制定し、取締役会を月1回定例開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
  - (2) 取締役会で決議された基本方針に基づき、具体的執行方針を策定し、また業務執行に関する重要事項を決定するため、グループ経営会議を組織する。
  - (3) 「組織及び業務分掌規程」及び「職務権限規程」を制定するとともに、重要な課題に対してはALM・リスク管理委員会、コンプライアンス委員会などの組織横断的な各種委員会を設置し、業務の効率性を確保する。
  - (4) 取締役会は、必要に応じて執行役員を選任し、執行役員は「執行役員規程」に基づき、誠実にその職務を執行する。
- 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
  - (1) 「グループ経営管理規程」、「グループ内取引等に係る基本方針」及び「グループ内の業務提携等に係る基本方針」を制定し、当社グループの健全かつ適切な運営を確保する。
  - (2) 経営企画部が子銀行等の業務状況の管理及び当社各部との調整等を実施する。
  - (3) 「グループ経営管理規程」に基づき、当社グループ全体に大きな影響を及ぼす重要事項や内部統制上必要な事項等については、直接出資子会社を通じて当社所管部署に対し協議・報告を行う体制を整備する。
  - (4) 監査部は、直接出資子会社の内部監査部門と連携し、当社グループ全体の内部監査を統括し、当社グループの内部監査結果を取締役会及び監査等委員会に報告する。
  - (5) 財務報告に係る内部統制の適正な整備及び運用を図り、当社グループの財務報告の適正性・信頼性を確保する。
- 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項
  - (1) 監査等委員会との協議に基づき、監査等委員会の職務を補助するために監査等委員会事務局を設置し、使用人(補助者)を配置する。
  - (2) 補助者の任命及び異動、人事考課は、監査等委員会の同意を取得する。
  - (3) 補助者は、監査等委員会の指示に従い、取締役(監査等委員である取締役を除く。)から独立してその職務を遂行する。
- 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人、並びに子会社の役職員が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
  - (1) 取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人は法令等に基づき、当社グループにおいて、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、直ちに監査等委員会に報告する。
  - (2) 子銀行等各社の役職員は、当該会社において著しい損害を及ぼす事実を発見した場合は、直接あるいは間接的に監査等委員会に報告する。
  - (3) 監査等委員は、グループ経営会議、ALM・リスク管理委員会などの重要な会議に出席し、重要な決定及び業務の執行状況を把握するとともに、必要に応じて意見を述べるができる。
  - (4) 監査等委員会は、当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人並びに子銀行等各社の役職員に、監査に必要な事項について報告を求めることができる。

8. 監査等委員会へ報告した者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
  - (1) 当社グループは、監査等委員会へ報告を行った役職員に対して、報告を行ったことを理由として、不利になる取扱いは行わない。
9. 監査等委員の職務の執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。)について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
  - (1) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎期、必要額の予算を設ける。
  - (2) 監査等委員がその職務の執行について、当社に対し、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署で検討のうえ、速やかに当該費用または債務を処理する。
10. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - (1) 監査等委員会の監査に関する事項は、「監査等委員会規程」及び「監査等委員会監査基準」に定める。
  - (2) 監査等委員が、重要な会議に出席できることを規程等に明記する。
  - (3) 代表取締役は、監査等委員会と定期的に会合を持ち、当社グループが対処すべき重要課題等について意見交換を実施する。
  - (4) 監査等委員会は、監査部と緊密な連携を保ち、監査結果等について定期的に報告を受け、必要に応じて調査を求め、具体的指示を行うほか、会計監査人と定期的に会合を持ち、実効的かつ効率的な監査を行う。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

### 1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える勢力とは断固として対決し、関係を遮断するとともに反社会的勢力との取引が発生しないように統合的管理を行います。

### 2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社は、上記1の反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方を取締役会で定めた企業倫理の中で掲げております。

コンプライアンス統括部を反社会的勢力への対応に関する統括部署と定め、一元的に統括・管理するとともに、子会社等及び外部専門機関との連携を強化し、反社会的勢力との関係を遮断することとしております。

反社会的勢力対応規程のほか反社会的勢力への対処に関するマニュアルを制定し、周知徹底を図っております。

## その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

---

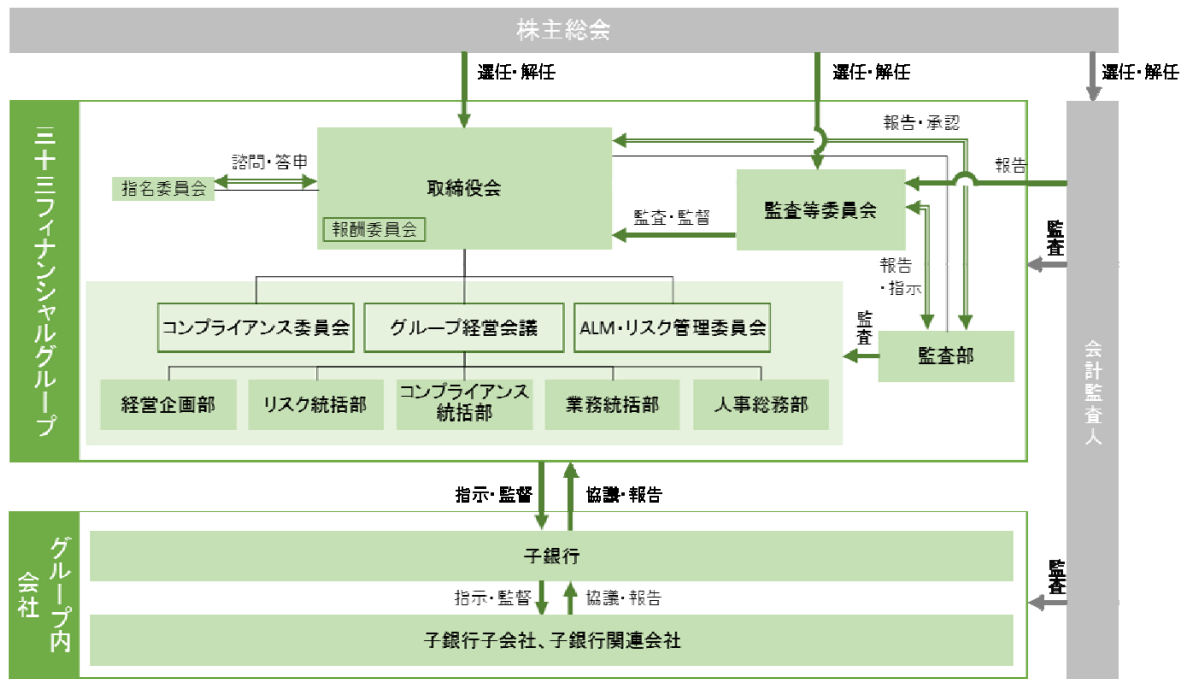
該当項目に関する補足説明

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

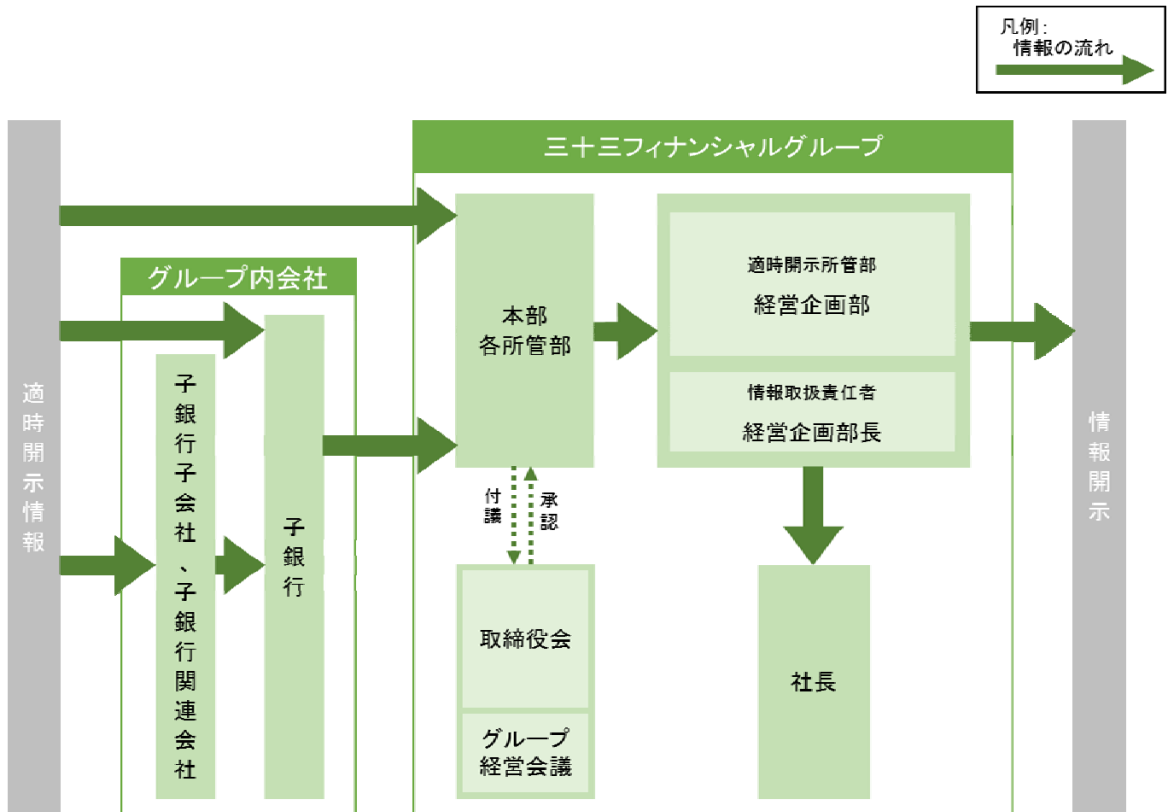
コーポレート・ガバナンス体制及び適時開示体制については、以下をご参照ください。



【コーポレート・ガバナンス体制の模式図】



【適時開示体制の概要（模式図）】



以上